

# 財務省がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画

平成 29 年 2 月 15 日  
財 務 省

「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画」（平成 28 年 5 月 13 日閣議決定。以下「政府実行計画」という。）及び「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画の実施要領」（平成 28 年 5 月 13 日地球温暖化対策推進本部幹事会申合せ。）に基づき、財務省（国税庁を含む。以下同じ。）が自ら実行する具体的な措置に関する実施計画を下記のとおり定める。

## 記

### 1. 対象となる事務及び事業

原則として、財務省が行う全ての事務及び事業を対象とする。

なお、本計画の対象ではないが、財務省所管の法人に対しても、実情に応じた地球温暖化対策の率先実行を促すこととする。

### 2. 対象期間等

本計画は、2016 年度から 2030 年度までの期間を対象とする。

ただし、政府実行計画の見直しの状況等を踏まえ、2021 年度以降の実施計画について見直しを行うものとする。

### 3. 温室効果ガスの総排出量に関する目標

本計画に盛り込まれた措置を着実に実施することにより、2013 年度を基準として、財務省の事務及び事業に伴い直接的又は間接的に排出される温室効果ガスの総排出量を 2030 年度までに 40%削減することを目標とする。また、中間目標として、2020 年度までに 10%削減を目指すこととする。

この目標は、財務省の取組の進捗状況や温室効果ガスの排出量の状況などを踏まえ、一層の削減が可能である場合には適切に見直すこととする。

なお、財務省が所有する船舶の使用に伴う排出については、上記の削減目標の対象外とするが、これらの活動からの排出量については、排出量の把握を行い、取組の進捗状況を点検することとする。

### 4. 個別対策に関する目標

#### 1. 公用車に占める次世代自動車の割合

2030 年度までに代替可能な次世代自動車（ハイブリッド自動車（HV）、電気自動

車（EV）、プラグインハイブリッド自動車（PHV）、燃料電池自動車（FCV）、クリーンディーゼル自動車（CDV）、CNG自動車等）がない場合を除き、公用車のほぼ全てを次世代自動車とすることに向けて努める。2020年度の間目標として、公用車の40%程度を次世代自動車とすることに向けて努める。

## 2. 公用車の燃料使用量

公用車で使用する燃料の量を、2013年度比で、2020年度までに概ね15%以上削減することに向けて努める。

## 3. LED照明の導入割合

LED照明の導入割合を、2020年度までに50%以上とすることに向けて努める。

## 4. 用紙の使用量

用紙類の使用量を、2013年度比で、2020年度までに概ね10%以上削減することに向けて努める。

## 5. 事務所の単位面積当たりの電気使用量

事務所の単位面積当たりの電気使用量を、2013年度比で、2020年度までに概ね11%以上削減することに向けて努める。

## 6. エネルギー供給設備等における燃料使用量

エネルギー供給設備等で使用する燃料の量を、2013年度比で、2020年度までに概ね8%以上削減することに向けて努める。

## 7. 事務所の単位面積当たりの上水使用量

事務所の単位面積当たりの上水使用量を、2013年度比で、2020年度までに10%以上削減することに向けて努める。

# 5. 措置の内容

## 1. 建築物の建築、管理等に当たっての配慮

### (1) 建築物における省エネルギー対策の徹底

- ① 建築物を建築する際には、省エネルギー対策を徹底し、温室効果ガスの排出の抑制等に配慮したものとして整備する。
- ② 「省エネルギー診断の実施について」（平成28年5月13日地球温暖化対策推進本部幹事会申合せ）を踏まえ、別紙のとおり、財務省が管理する大規模な庁舎から順次、その庁舎等施設の省エネルギー診断を実施する。診断結果に基づき、エネルギー消費機器や熱源の運用改善を行う。さらに、施設・機器等の更新時期も踏まえ高効率な機器等を導入するなど、費用対効果の高い合理的な対策を計画、実施する。
- ③ 「エネルギー消費の見える化とエネルギー管理の徹底について」（平成28年5月13日地球温暖化対策推進本部幹事会申合せ）を踏まえ、エネルギー管理の徹底を図るため、財務省が管理する以下の庁舎について、ビルのエネルギー管理システム（BEMS）を導入すること等によりエネルギー消費の見える化及び最適化を図り、庁舎のエネルギー使用について不断の運用改善に取り組む。BEMSにより把握した庁舎のエネルギー消費量等のデータについては、ホームページにおいて公表する等の方法による情報公開を図る。

○BEMS導入対象庁舎（霞ヶ関中央官庁庁舎及び5万㎡以上の地方官庁庁舎）

- |                  |                       |
|------------------|-----------------------|
| ・財務省本庁舎          | ・関東財務局 横浜第2合同庁舎       |
| ・中央合同庁舎4号館       | ・関東財務局 さいたま新都心合同庁舎1号館 |
| ・北海道財務局 札幌第1合同庁舎 | ・東京税関 東京港湾合同庁舎        |

※ なお、5万㎡未満の地方官庁庁舎へのBEMS導入方針は2020年度中に実施される政府実行計画の見直しに合わせて検討する。

## (2) 温室効果ガスの排出の抑制等に資する建設資材等の選択

- ① 建設資材については、再生された又は再生できるものをできる限り使用するとともに、コンクリート塊等の建設廃材、スラグ、廃ガラス等を路盤材、タイル等の原材料の一部として再生利用を図る。また、支障のない限り混合セメントの利用に努める。
- ② 断熱性能向上のため、屋根、外壁等への断熱材の使用や、断熱サッシ・ドア等の断熱性の高い建具の使用を図る。特に、建築物の断熱性能に大きな影響を及ぼす窓については、複層ガラスや二重窓、遮光フィルム、窓の外部のひさしやブラインドシッターの導入など、断熱性能の向上に努める。
- ③ 「公共建築物における木材の利用の促進に関する基本方針」（平成22年10月4日農林水産省、国土交通省告示第3号）及び「公共建築物における木材の利用の促進のための計画」（平成28年4月1日財務省）に基づき、積極的に木造化を促進する公共建築物の範囲に該当する低層の公共建築物について、原則としてすべて木造化を図るものとし、また、高層・低層にかかわらず、国民の目に触れる機会が多いと考えられる部分を中心に、内装等の木質化を図ることが適切と判断される部分について、内装等の木質化を促進するものとする。  
また、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（平成12年法律第100号）の基本方針に基づき、合法性が証明された木材又は間伐材での木造化及び内装等の木質化に取り組むものとする。
- ④ 安全性、経済性、エネルギー効率、断熱性能等に留意しつつ、利用可能である場合には、ハイドロフルオロカーボン（以下「HFC」という。）※を使用しない建設資材の利用を促進する。  
※ HFCとは、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成28年法律第50号）第2条第3項第4号に掲げる物質をいう。
- ⑤ 損失の少ない受電用変圧器の使用を促進する等設備におけるエネルギー損失の低減を促進する。
- ⑥ 電力負荷平準化に資する蓄熱システム等の導入を極力図る。

## (3) 温室効果ガスの排出の少ない空調設備の導入

- ① 空調設備について、温室効果ガスの排出の少ない機器の導入を図る。また、既存の空調設備についても、その更新時に温室効果ガスの排出の少ない機器の導入を図る。
- ② このため、庁舎に高効率空調機を可能な限り幅広く導入する。
- ③ また、冷却性能の低下等の異常が認められた場合、冷媒の漏洩の可能性があるため、速やかに補修その他の必要な措置を講ずる。

## (4) 冷暖房の適正な温度管理

- ① 庁舎内における冷暖房温度の適正管理（冷房の場合は28度程度、暖房の場合は19度程度）を一層徹底するよう空調設備の適正運転を図る。
- ② コンピューター室の冷房については、コンピューター性能が確保できる範囲内で可能な限り設定温度を上げる等の適正な運用に努める。

## (5)再生可能エネルギー等の有効利用

- ① 建築物の規模、構造等の制約の下、可能な限り、太陽熱、バイオマスエネルギー等の再生可能エネルギーを活用した設備を導入する。
- ② 庁舎や公務員宿舎に太陽熱利用、木質バイオマス燃料を使用する暖房器具やボイラー等を可能な限り幅広く導入する。
- ③ 建築物の立地する地域において、地域冷暖房等の事業が計画されている場合には、参加するよう図る。
- ④ 建築物の規模・用途等を検討し、燃料電池を含むコージェネレーションシステム、廃熱利用等のエネルギー使用の合理化が図られる設備の導入を図る。

## (6)太陽光発電の導入の整備方針

### ア 新築の庁舎における整備

新築の庁舎については、太陽光発電の導入を図る。

### イ 既存の庁舎における整備

既存の庁舎については、その位置、規模及び構造を総合的に判断し、太陽光発電の導入を図る。

### ウ 整備要領

- ① 周辺の整備状況や気候等の地域的条件、建物の使用条件等を考慮しつつ、施策の効果を有効に発揮できるよう整備するものとする。
- ② 国民への施策の周知について考慮するとともに、発電電力量等を表示するなど、効果についての説明が可能となるよう配慮して整備するものとする。
- ③ 既存庁舎へ整備する場合は、構造体の耐震安全性、積載荷重、整備後のメンテナンス等を考慮するものとする。

## (7)水の有効利用

- ① 建築物等における雨水の適切な利用が可能な場合は、雨水の貯留タンク等の雨水利用設備の導入について、建築物の規模・用途に応じて検討し、設置する。
- ② 建築物から排出される排水の適切な再利用が可能な場合は、排水再利用設備の導入について、建築物の規模・用途に応じて検討し、設置する。
- ③ 節水トイレの設置を図る。
- ④ 給水装置等の末端に、必要に応じて、感知式の洗浄弁・自動水栓等節水に有効な器具を設置する。
- ⑤ 排水再利用・雨水利用設備等の日常の管理の徹底を図る。

## (8)その他

### ア 温室効果ガスの排出の少ない施工の実施

- ① 建築物の建築等に当たっては支障のない限りエネルギー消費量の少ない建設機械を使用するよう発注者として促す。
- ② 出入車輛から排出される温室効果ガスの抑制を発注者として促す。
- ③ 建設業に係る指定副産物の再生利用を促進する。
- ④ 建設業に係る指定副産物の新規用途の開発に努める。
- ⑤ 建設業者による建設廃棄物等の適正処理を発注者として確認する。

## イ 建築物の建築等に当たってのその他の環境配慮の実施

- ① 庁舎等の敷地について植栽を施し、緑化を推進するとともに、保水性舗装や散水の実施に努める。
- ② 敷地内の環境の適正な維持管理の推進のため、所管地に生育する樹木の剪定した枝や落葉等は、再生利用を行い、廃棄物としての排出の削減を図るとともに、休閑地については緑化に努めるなど適正な維持管理を図り、ごみの不法投棄を防ぐ。
- ③ 定格出力が大きく負荷の変動がある動力装置について、インバータ装置の導入を図る。
- ④ エレベーターの運転の高度制御、省エネルギー型の照明機器の設置、空調の自動制御設備について、規模・用途に応じて検討し、整備を進める。
- ⑤ 屋外照明器具の設置に当たっては、上方光束が小さく省エネルギー性の高い適切な照明機器を選定する。
- ⑥ 庁舎等の公共施設の電気機械器具については、廃棄、整備するに当たっては極力、六ふっ化硫黄（S F 6）の回収・破壊、漏洩の防止を行うよう努める。
- ⑦ 建築物の設計者を選定する際、国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成 19 年法律第 56 号。以下「環境配慮契約法」という。）の基本方針に則り、温室効果ガスの排出抑制技術やノウハウに秀でた者であるかどうかを考慮するなど、技術的能力の審査に基づく選定方法を採用し、環境への配慮を重視した企画の提案などの採用を進める。

## ウ 施設や機器の効率的な運用に資する整備の導入

- ① 最大使用電力を設定し、使用電力に応じて警報の発生や一部電力の遮断（防災上必要な部分を除く。）などを行う電力のデマンド監視装置等の導入を図る。
- ② 機器の効率的な運用に資するため、機械室の換気運転の室温に応じた制御を可能とする温度センサーや、空調の効率低下を防ぐための室外機への遮光ネットなどの導入を図る。

## エ 新しい技術の率先的導入

民間での導入実績が必ずしも多くない新たな技術を用いた設備等であっても、高いエネルギー効率や優れた温室効果ガス排出抑制効果等を確認できる技術を用いた設備等については、率先的導入に努めるものとする。

建築物の省エネルギー性能向上等により、2020 年度までに新築建築物で Z E B（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）を実現することを目指す。

## 2. 財やサービスの購入・使用に当たっての配慮

### (1) 次世代自動車の導入

次世代自動車に係る中間目標の達成に向けて、以下の措置を講じる。

- ① 更新時にあわせて計画的に次世代自動車を導入する。
- ② 次世代自動車への買換えに当たっては、使用実態を踏まえ必要最小限度の大きさの車を選択する等、より温室効果ガスの排出の少ない車の導入を進め、当該車の優先的利用を図る。

### (2) 自動車の効率的利用

公用車で使用する燃料の量の削減に係る 2020 年度の目標達成に向けて、以下の措置を講じる。

## ア 公用車等の効率的利用等

- ① 車一台ごとや燃料設備ごとの走行距離、燃費等を把握するなど燃料使用量の調査をきめ細かく行う。
- ② アイドリング・ストップ装置の活用などにより、待機時のエンジン停止の励行、不要なアイドリングの中止等の環境に配慮した運転を行う。
- ③ 3メディア対応型の道路交通情報通信システム（V I C S）対応車載機を積極的に活用する。
- ④ タイヤ空気圧調整等の定期的な車両の点検・整備の励行を図る。
- ⑤ 夏期におけるカーエアコンの設定温度を1度アップする。
- ⑥ ガソリンを満タンにしない。
- ⑦ 通勤時や業務時の移動において、鉄道、バス等公共交通機関の利用を推進する。
- ⑧ 霞が関地域において、毎月第一月曜日は、以下の場合を除き、公用車の使用を終日自粛するものとし、移動手段は徒歩、自転車又は公共交通機関によるものとする。
  - ・警備上支障のある場合  
例：大臣車、次官車、その他警備上特別の配慮を必要とする車両
  - ・業務上支障のある場合  
例：緊急業務、外国政府関係者の接受、その他公用車の使用が特にやむを得ないと認められる場合
- ⑨ タクシー券の適切な管理の一層の徹底を図り、不要不急のタクシー利用を抑制する。
- ⑩ 来庁者に対しても低公害車の優先利用、自動車の利用の抑制や効率化を呼びかける。

## イ 公用車の台数の見直し

使用実態を精査し、公用車台数の見直しを行い、その削減を図る。

## (3) 自転車の活用

霞が関及び地方支分部局等の所在地における自転車の共同利用を一層推進する。

## (4) 小売電気事業者との契約

庁舎の使用電力購入に際して、環境配慮契約法の基本方針に則り、温室効果ガス排出係数の低い小売電気事業者の選択を極力図る。

## (5) エネルギー消費効率の高い機器の導入

### ア LED照明の導入

LED照明の導入割合に係る2020年度の目標達成に向けて、以下の措置を講じる。

- ① 庁舎の新築・改修時には、原則としてLED照明を導入する。
- ② 既存照明の更新時には、以下のとおりとする。
  - ・設置、更新後15年を経過している照明については、原則として2020年度までにLED照明への切替えを行う。
  - ・LED照明及びHf蛍光灯以外の照明機器（FL蛍光灯等）は、LED照明への交換による費用削減効果及び省エネ効果が極めて大きいことを踏まえ、2015

年度時点で設置後15年以上経過していないものも含め、執務室及び照明の使用形態が執務室と同様の場所において、原則として2020年度までにLED照明への切替えを行う。

- ③ ①及び②のLED照明導入の際には、原則、調光システムを併せて導入する。
- ④ 既存照明の入替え時については、リース方式により契約を行うなど、費用の平準化を図る。なお、リース方式による場合にも、調光システム付きのものを採用する。
- ⑤ ②以外の既存照明については、2020年度の政府実行計画の見直しの際に定められる方針に基づき切替えを行うこととする。

#### イ 省エネルギー型OA機器等の導入等

現に使用しているパソコン、コピー機等のOA機器、電気冷蔵庫、ルームエアコン等の家電製品等の機器について、旧型のエネルギーを多く消費するものの廃止又は買換えを計画的、重点的に進め、買換えに当たっては、エネルギー消費のより少ないものを選択する。また、これらの機器等の新規の購入に当たっても同様とする。さらに、機器の省エネルギーモード設定の適用等により、待機電力の削減を含めて使用面での改善を図る。

#### ウ 節水機器等の導入等

現に使用している水多消費型の機器の廃止又は買換えを計画的に進め、買換えに当たっては、節水型等のものを選択する。また、これらの機器の新規の購入に当たっても同様とする。

### (6) 用紙類の使用量の削減

用紙類の使用量の削減に係る2020年度の目標達成に向けて、以下の措置を講じる。

- ① コピー用紙、事務用箋、伝票等の用紙類の年間使用量について、関係府省の部局単位など適切な単位で把握し、管理し、削減を図る。
- ② 会議用資料や事務手続の一層の簡素化を図る。
- ③ 各種報告書類の大きさ等の規格の統一化を進め、また、そのページ数や部数についても必要最小限の量となるよう見直しを図る。
- ④ 両面印刷・両面コピーの徹底を図る。
- ⑤ 内部で使用する各種資料をはじめ、閣議、審議会等の政府関係の会議へ提出する資料や記者発表資料等についても特段支障のない限り極力両面コピーとする。また、不要となったコピー用紙（ミスコピーや使用済文書等）については、再使用、再生利用の徹底を図る。
- ⑥ 情報の電子的共有によるペーパーレス化を図る。
- ⑦ 身の回りの書類は基本的に電子ファイルで管理し、ペーパーストックのスモール化を図る。
- ⑧ 審議会等資料の電子媒体での提供や事前のホームページ掲載に取り組み、配布資料の削減を図る（審議会等のペーパーレス化）。
- ⑨ 使用済み用紙の裏紙使用を図る。
- ⑩ 使用済み封筒の再使用など、封筒使用の合理化を図る。
- ⑪ 電子決裁の推進を図る。

### (7) 再生紙などの再生品や合法木材の活用

## ア 再生紙の使用等

- ① 購入し、使用するコピー用紙、けい紙・起案用紙、トイレトペーパー等の用紙類については、再生紙の使用を進める。
- ② 印刷物については、再生紙を使用するものとする。また、その際には古紙パルプ配合率を明記するよう努めるとともに、可能な場合においては、市中回収古紙を含む再生紙の使用拡大が図られるような配慮を行う。

## イ 合法木材、再生品等の活用

- ① 購入し、使用する文具類、機器類、制服・作業服等の物品について、再生材料から作られたものを使用する。
- ② 合法性が証明された木材又は間伐材等の温室効果ガスの排出量がより少ない木材や再生材料等から作られた製品を使用する。
- ③ 初めて使用する原材料から作られた製品を使用する場合には、リサイクルのルートが確立しているものを使用する。

## (8) H F C等の代替物質を使用した製品等の購入・使用の促進等

### ア H F Cの代替物質を使用した製品等の購入・使用の促進

- ① 庁舎等の公共施設の冷蔵庫、空調機器及び公用車のカーエアコンの購入、交換に当たっては、代替物質を使用した製品や、H F Cを使用している製品のうち地球温暖化への影響のより小さい機器の導入を図る。
- ② エアゾール製品を使用する場合にあつては、安全性に配慮し必要不可欠な用途を除いて、代替物質を使用した非フロン系製品の選択・使用を徹底する。

### イ フロン類の排出の抑制

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(平成13年法律第64号)に基づいて、点検や機器の更新を行うこと等により、使用時漏えい対策に取り組む。

### ウ 電気機械器具からの六ふっ化硫黄(S F 6)の回収・破壊等

庁舎等の公共施設の電気機械器具については、廃棄、整備するに当たっては極力、六ふっ化硫黄(S F 6)の回収・破壊、漏洩の防止を行うよう努める。(再掲)

## (9) その他

### ア その他温室効果ガスの排出の少ない製品、原材料等の選択

- ① 物品の調達に当たっては、温室効果ガスの排出の少ない製品、原材料等の使用が促進されるよう、製品等の仕様等の事前の確認を行う。
- ② 環境ラベルや製品の環境情報をまとめたデータベースなどの環境物品等に関する情報について、当該情報の適切性に留意しつつ活用し、温室効果ガスの排出の少ない環境物品等の優先的な調達を図る。
- ③ 資源採取から廃棄までの物品のライフサイクル全体についての温室効果ガスの排出の抑制等を考慮した物品の選択を極力図る。
- ④ 購入、使用する燃料について、現に使用している燃焼設備で利用可能な場合は、バイオマス燃料、都市ガス、L P G等の温室効果ガスの排出の相対的に少ないものとする。
- ⑤ 燃焼設備の改修に当たっては、バイオマス燃料、都市ガス、L P G等の温室効果ガスの排出の相対的により少ない燃料の使用が可能となるよう適切な対応を図る。
- ⑥ 重油を燃料としている設備の更新に当たっては、可能な場合、重油に比べ温室効



果ガスの排出の相対的に少ない燃料に変更する。

#### イ 製品等の長期使用等

- ① その事務として、容器包装を利用する場合にあっては、簡略なものとし、当該容器包装の再使用を図る。
- ② 詰め替え可能な洗剤、文具等を使用する。
- ③ 弁当及び飲料容器について、リターナブル容器で販売されるものの購入を進めるとともに、適正な回収ルートを設け、再使用を促す。
- ④ 庁舎内の売店等におけるレジ袋の使用や使い捨ての容器包装による販売の自粛を呼び掛ける。
- ⑤ 机等の事務用品の不具合、更新を予定していない電気製品等の故障の際には、それらの修繕に努め、再使用を図る。
- ⑥ 部品の交換修理が可能な製品、保守・修理サービス期間の長い製品の使用を極力図る。

#### ウ エネルギーを多く消費する自動販売機の設置等の見直し

- ① 庁舎内の自動販売機の設置実態を精査し、自動販売機のエネルギー消費のより少ない機種やオゾン層破壊物質及びHFCを使用しない機器並びに調光機能、ヒートポンプ、ゾーンクーリング等の機能を有する省エネ型機器への変更を促すとともに、設置台数の減少など適正な配置を促す。
- ② コンビニエンスストアなど庁舎内の売店等における営業時間の短縮など省エネルギー化を促す。

#### エ 購入時の過剰包装の見直し

簡略に包装された商品の選択、購入を図る。また、リサイクルの仕組みが確立している包装材を用いているものの積極的選択を図る。

#### オ メタン（CH<sub>4</sub>）及び一酸化二窒素（N<sub>2</sub>O）の排出の抑制

- ① エネルギー供給設備の適正な運転管理を図る。
- ② 庁舎から排出される生ごみ等については、極力、直接埋立の方法により処理しないよう、分別や再生利用、適正処理を実施するとともに、環境配慮契約法の基本方針に則り、廃棄物処理業者との契約を行う。
- ③ 笑気ガス（麻酔剤）の漏出防止等を極力図る。

### 3. その他の事務・事業に当たっての温室効果ガスの排出の抑制等への配慮

#### (1) エネルギー使用量の抑制

##### ア 庁舎におけるエネルギー使用量の抑制等

事務所の単位面積当たりの電気使用量の削減に係る 2020 年度の目標達成及びエネルギー供給設備等で使用する燃料の量の削減に係る 2020 年度の目標達成に向けて、以下の措置を講じる。

- ① OA機器、家電製品及び照明については、適正規模のもの導入・更新、適正時期における省エネルギー型機器への交換を徹底するとともに、スイッチの適正管理等エネルギー使用量を抑制するよう適切に使用する。
- ② 庁舎内における冷暖房温度の適正管理（冷房の場合は 28 度程度、暖房の場合は 19 度程度）を一層徹底するよう空調設備の適正運転を図る。（再掲）
- ③ コンピューター室の冷房については、コンピューター性能が確保できる範囲内で可能な限り設定温度を上げる等の適正な運用に努める。（再掲）

- ④ 夏季における執務室での服装について、「クールビズ」を励行する。また、冬季における執務室の服装について、「ウォームビズ」を励行する。
- ⑤ 冷暖房中の窓、出入口の開放禁止を徹底する。
- ⑥ 発熱の大きいOA機器類の配置を工夫する。
- ⑦ 昼休みは、業務上特に照明が必要な箇所を除き消灯を図る。また、夜間における照明も、業務上必要最小限の範囲で点灯することとし、それ以外は消灯を徹底する。
- ⑧ トイレ、廊下、階段等での自然光の活用を図る。
- ⑨ 職員に対する直近階への移動の際の階段利用の奨励を徹底する。
- ⑩ 給湯器へのエコマイザーの導入等ガスコンロ、ガス湯沸器等の給湯機器の効率的使用を極力図る。
- ⑪ 庁舎に、施設規模等に応じてCO<sub>2</sub>冷媒ヒートポンプ給湯器等の高効率給湯器を可能な限り幅広く導入する。
- ⑫ 冷蔵庫の効率的使用を図る。
- ⑬ 照明の点灯時間の縮減など節電のための取組の管理を徹底する。
- ⑭ コージェネレーションシステムを導入している場合には、同システムの停止時間中の電力購入量の増加と燃料使用量の減少による温室効果ガスの排出量が最小となるよう運用時間を適切なものとする。

#### イ 庁舎における節水等の推進

事務所の単位面積当たりの上水使用量の削減に係る 2020 年度の目標達成に向けて、以下の措置を講じる。

- ① 家庭と同様の簡便な手法を利用したトイレ洗浄用水の節水を進める。
- ② 必要に応じ、トイレに流水音発生器を設置する。
- ③ 水栓には、必要に応じ節水コマを取り付ける。さらに、必要に応じ、水栓での水道水圧を低めに設定する。
- ④ 水漏れ点検の徹底を図る。
- ⑤ 公用車の洗車方法について、回数の削減、バケツの利用等の改善を極力図る。
- ⑥ 必要に応じ、食器洗い機を導入する。

#### (2) ごみの分別

- ① 事務室段階での廃プラスチック類等の分別回収を徹底する。
- ② 分別回収ボックスを十分な数で執務室内に適切に配置する。
- ③ 個人用のごみ箱を順次減らしていく。
- ④ 不要になった用紙は、クリップ、バインダー等の器具を外して分別回収するよう努める。

#### (3) 廃棄物の減量

- ① その事務として、容器又は包装を利用する場合には、簡略な包装とし、当該容器又は包装の再使用や再生利用を図る。
- ② 使い捨て製品の使用や購入の抑制を図る。
- ③ 紙の使用量の抑制を図る。
- ④ リサイクルルートの確保等を内容とする各庁舎ごとのリサイクル計画を策定するとともに、実施のための責任者を指名する。

- ⑤ 事務室段階での廃プラスチック類等の分別回収を徹底する。(再掲)
- ⑥ 分別回収ボックスを十分な数で執務室内に適切に配置する。(再掲)
- ⑦ 個人用のごみ箱を順次減らしていく。(再掲)
- ⑧ 不要になった用紙は、クリップ、バインダー等の器具を外して分別回収するよう努める。(再掲)
- ⑨ シュレッダーの使用は文書の機密性などに配慮し、必要な場合にのみ行う。
- ⑩ コピー機、プリンターなどのトナーカートリッジの回収と再使用を進める。
- ⑪ 厨房を使用する職員等へ呼びかけ、庁舎にある厨房施設から排水中に混入する生ごみの量を抑制する。
- ⑫ 食べ残し、食品残渣などの有機物質について、再生利用や熱回収を行う。
- ⑬ 施設の所在する地域で廃棄物の交換の仕組みが設けられており、これに参加できる場合は、廃棄物の交換に積極的に協力する。
- ⑭ 庁舎から排出される生ごみ等については、極力直接埋立の方法により処理しないよう、分別や適正処理を実施するとともに、廃棄物処理業者に対し発注者として促す。(再掲)
- ⑮ 廃棄するOA機器及び家電製品並びに使用を廃止する車が廃棄物として処理される場合には、適正に処理されるよう努める。
- ⑯ 物品の在庫管理を徹底し、期限切れ廃棄等の防止に努める。

#### (4) 政府主催等のイベントの実施に伴う温室効果ガスの排出等の削減

- ① 政府が主催するイベントの実施に当たっては、会場の冷暖房の温度設定の適正化、参加者への公共交通機関の利用の奨励など温室効果ガスの排出削減や、ごみの分別、ごみの持ち込みの自粛・持ち帰りの奨励など廃棄物の減量化、パンフレット等に再生紙を使用するなどの取組を可能な限り行う。また、イベントを民間に委託して行う際には、可能な場合にはグリーン電力の活用を努める。
- ② 政府が後援等をする民間のイベントについても、①に掲げられた取組が行われるよう促す。

### 4. ワークライフバランスの配慮・職員に対する研修等

#### (1) ワークライフバランスの配慮

- ① 計画的な定時退庁の実施による超過勤務の縮減を図る。水曜日の定時退庁の一層の徹底を図るため、水曜日の午後5時以降は、主催会議の中止を進める。
- ② 有給休暇の計画的消化の一層の徹底や、事務の見直しによる夜間残業の削減を図る。
- ③ テレワークの推進を図る。

#### (2) 職員に対する地球温暖化対策に関する研修の機会の提供、情報提供

- ① 地球温暖化対策に関する研修を計画的に推進する。
- ② パンフレット、省内LAN等により、再生紙等の名刺への活用、計画されている地球温暖化対策に関する活動や研修など、職員が参加できる地球温暖化対策に関する活動に対し、必要な情報提供を行う。
- ③ 地球温暖化対策に関するシンポジウム、研修会への職員の積極的な参加が図られるよう便宜を図る。
- ④ 途上国からの地球温暖化対策に関する研修生等に対し積極的に対応する。

### (3) 地球温暖化対策に関する活動への職員の積極的参加の奨励

職員に、いわゆる「環境家計簿」や「スマートメーター」、「家庭エコ診断」による電気、ガス等の温室効果ガスの排出の原因となる活動量の点検の実施を奨励するなど、家庭部門における温室効果ガスの排出削減に寄与する活動への参加を促す。

### (4) その他

昼休みや定時退庁日における勤務時間終了後の一斉消灯など「省CO2行動ルール」を策定し、実施するとともに、関係府省間で優良事例を共有する。

## 6. 実施計画の推進体制の整備と実施状況の点検

本計画の推進・評価・点検は、「財務省環境配慮の方針推進委員会」（平成15年10月21日設置）において実施するものとし、各部局から、温室効果ガスの排出量及び目標達成の見込みや削減対策等の報告を受け、温室効果ガスの排出量の削減の具体策の検討等を行なう。

## 7. 組織・施設ごとの温室効果ガスの排出削減計画

### 【省全体】

#### 財務省温室効果ガス削減計画

	(単位)	2013 年度	2014 年度	2020 年度目標	(13 年度比)
		公用車燃料	kg-CO2	8,990,667	8,711,598
施設のエネルギー使用	kg-CO2	101,220,529	91,739,030	90,990,626	-10%
電気	kg-CO2	81,125,473	72,486,404	72,422,200	-11%
(電気使用量)	kWh	159,589,501	158,410,155	142,501,410	-11%
(電気の排出係数)	kg-CO2/kWh	各施設の排出係数参照			
電気以外	kg-CO2	20,095,056	19,252,626	18,568,426	-8%
その他	kg-CO2	—	—	—	—
合計	kg-CO2	110,211,196	100,450,628	98,635,958	-10%

	(単位)	2013 年度	2014 年度	2020 年度目標	(13 年度比)
		公用車に占める次世代自動車の割合	%	10	14
公用車の燃料使用量	GJ	127,637	123,558	108,491	-15%
LED照明の導入割合	%	5.3 (※)	—	50.0	
用紙の使用量	t	6,952	7,158	6,257	-10%
事務所の単位面積当たりの電気使用量	kWh/m <sup>2</sup>	66	65	59	-11%
エネルギー供給設備等における燃料使用量	GJ	365,645	351,040	336,393	-8%
事務所の単位面積当たりの上水使用量	m <sup>3</sup> /m <sup>2</sup>	0.54	0.47	0.49	-10%

※LED照明の導入割合については2015年度の導入割合を記載している。

【財務省本省・国税庁】

財務省本省・国税庁本庁温室効果ガス削減計画

	(単位)	2013 年度	2014 年度	2020 年度目標	
				(13 年度比)	
公用車燃料	kg-CO2	227,000	212,820	192,950	-15%
施設のエネルギー使用	kg-CO2	4,479,830	3,760,524	4,043,197	-10%
電気	kg-CO2	3,540,846	2,944,063	3,186,233	-10%
(電気使用量)	kWh	7,780,790	7,568,285	7,002,711	-10%
(電気の排出係数)	kg-CO2/kWh	0.455	0.389	0.455	固定
電気以外	kg-CO2	938,984	816,461	856,964	-9%
その他	kg-CO2	—	—	—	—
合計	kg-CO2	4,706,830	3,973,344	4,236,147	-10%

※ 財務総合政策研究所（除く研修部）、国税不服審判所本部を含む。

○ 主な削減対策と削減効果

設備改修等ハード対策

・ 照明器具のLED化

363 t-CO2

※ 電気事業者の変更に伴う排出係数による影響については、今後、温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約を推進することを検討していくものとする。

○ 推進体制

(1) 対策の実施責任者は、大臣官房会計課長とする。

(2) 大臣官房会計課において、国税庁長官官房会計課と協力し、定期的に、財務省本庁舎等の電力・ガス・燃料等の使用量をもとに、温室効果ガス排出量及び目標達成の見込みを把握し、職員全員に周知する。

(3) 大臣官房会計課長は、目標達成の見込みを踏まえ、必要に応じ、設備改修等のハード対策の追加等を行うものとする。

【地方支分部局等】

財務省税関研修所温室効果ガス削減計画

	(単位)	2013 年度	2014 年度	2020 年度目標	
					(13 年度比)
公用車燃料	kg-CO2	—	—	—	—
施設のエネルギー使用	kg-CO2	746,005	639,667	671,404	-10%
電気	kg-CO2	381,355	296,286	343,219	-10%
(電気使用量)	kWh	734,723	704,137	661,251	-10%
(電気の排出係数)	kg-CO2/kWh	0.519	0.421	0.519	固定
電気以外	kg-CO2	364,650	343,381	328,185	-10%
その他	kg-CO2	—	—	—	—
合計	kg-CO2	746,005	639,667	671,404	-10%

○ 主な削減対策と削減効果

    運転・管理等ソフト対策

- ・ 所内の蛍光灯を間引き 14 t-CO2
- ・ 消費電力の大きいグラウンド・体育館の電力使用量を調整 0.5 t-CO2
- ・ 中庭噴水の使用を調整 0.4 t-CO2
- ・ 所内の空調設定温度管理の徹底 23.5 t-CO2
- ・ 大浴場の浴槽を研修生数に応じて使用を調整 10 t-CO2
- ・ 各研修資料の削減 0.5 t

※ 電気事業者の変更に伴う排出係数による影響については、今後、温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約を推進することを検討していくものとする。

○ 推進体制

- (1) 対策の実施責任者は、税関研修所副所長とする。
- (2) 税関研修所総務課において、定期的に、電力・ガス等の使用量をもとに、温室効果ガス排出量及び目標達成の見込みを把握し、職員全員に周知する。
- (3) 税関研修所総務課長は、目標達成の見込みを踏まえ、必要に応じ、設備改修等のハード対策の追加を行うとともに、職員にソフト対策の強化を指示する。

## 財務省関税中央分析所温室効果ガス削減計画

	(単位)	2013 年度	2014 年度	2020 年度目標	
					(13 年度比)
公用車燃料	kg-CO2	—	—	—	—
施設のエネルギー使用	kg-CO2	332,466	269,961	299,219	-10%
電気	kg-CO2	309,216	249,182	278,295	-10%
(電気使用量)	kWh	597,238	592,894	537,514	-10%
(電気の排出係数)	kg-CO2/kWh	0.518	0.420	0.518	固定
電気以外	kg-CO2	23,250	20,779	20,925	-10%
その他	kg-CO2	—	—	—	—
合計	kg-CO2	332,466	269,961	299,219	-10%

### ○ 主な削減対策と削減効果

#### 運転・管理等ソフト対策

- ・ LED照明の導入 14 t-CO2
- ・ 省エネ診断の結果に基づくエネルギー消費機器や熱源の運用改善 16 t-CO2
- ・ 照明器具のこまめ対策 4 t-CO2

※ 電気事業者の変更に伴う排出係数による影響については、今後、温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約を推進することを検討していくものとする。

### ○ 推進体制

- (1) 対策の実施責任者は、関税中央分析所総務課長とする。
- (2) 関税中央分析所総務課において、定期的に、電力・ガス・燃料等の使用量をもとに、温室効果ガス排出量及び目標達成の見込みを把握し、職員全員に周知する。
- (3) 関税中央分析所総務課長は、目標達成の見込みを踏まえ、必要に応じ、設備改修等のハード対策の追加を行うとともに、職員にソフト対策の強化を指示する。



## 西ヶ原研修合同庁舎温室効果ガス削減計画

	(単位)	2013 年度	2014 年度	2020 年度目標	
					(13 年度比)
公用車燃料	kg-CO2	—	—	—	—
施設のエネルギー使用	kg-CO2	345,494	310,453	310,359	-10%
電気	kg-CO2	218,858	183,886	201,151	-8%
(電気使用量)	kWh	421,942	436,973	387,804	-8%
(電気の排出係数)	kg-CO2/kWh	0.519	0.421	0.519	固定
電気以外	kg-CO2	126,636	126,567	109,208	-14%
その他	kg-CO2	—	—	—	—
合計	kg-CO2	345,494	310,453	310,359	-10%

※2013 年度、2014 年度の実績は、財務省本省研修所の実績を、2020 年度目標は、西ヶ原研修合同庁舎(財務省分)の見込みを計上。

※ 電気事業者の変更に伴う排出係数による影響については、今後、温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約を推進することを検討していくものとする。

### ○ 推進体制

- (1) 対策の実施責任者は、大臣官房会計課長とする。
- (2) 大臣官房会計課において、定期的に、電力・ガス・燃料等の使用量をもとに、温室効果ガス排出量及び目標達成の見込みを把握し、職員全員に周知する。
- (3) 大臣官房会計課長は、目標達成の見込みを踏まえ、必要に応じ、設備改修等のハード対策の追加等を行うものとする。

## 財務省会計センター温室効果ガス削減計画

	(単位)	2013 年度	2014 年度	2020 年度目標	
					(13 年度比)
公用車燃料	kg-CO2	—	—	—	—
施設のエネルギー使用	kg-CO2	443,973	450,558	399,576	-10%
電気	kg-CO2	398,768	416,965	358,891	-10%
(電気使用量)	kWh	1,054,941	1,048,302	949,447	-10%
(電気の排出係数)	kg-CO2/kWh	0.378	0.398	0.378	固定
電気以外	kg-CO2	45,206	33,593	40,685	-10%
その他	kg-CO2	—	—	—	—
合計	kg-CO2	443,973	450,558	399,576	-10%

### ○ 主な削減対策と削減効果

#### 運転・管理等ソフト対策

会計センターは、九段第3合同庁舎に入居している。当庁舎は、東京都が2008年に策定した「東京都環境基本計画」に基づき「2020年までに、東京の温室効果ガス排出量を2000年比で25%削減する」という目標達成のための削減対策の取組みに従っているところ。

また、照明の間引き、自動消灯機能の付加等の取組みをPFI実施事業者主導により行っているところ。

※ 電気事業者の変更に伴う排出係数による影響については、今後、温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約を推進することを検討していくものとする。

### ○ 推進体制

(1) 対策の実施責任者は、会計センター総務室長とする。

(2) 会計センター総務室において、大臣官房会計課及びPFI実施事業者より定期的に、電力・ガス・燃料等の使用量の報告を受け、目標達成の見込みを職員全員に周知する。

## 財務省財務局温室効果ガス削減計画

	(単位)	2013 年度	2014 年度	2020 年度目標	
				(13 年度比)	
公用車燃料	kg-CO2	402,967	387,028	362,670	-10%
施設のエネルギー使用	kg-CO2	6,631,099	5,956,379	5,967,989	-10%
電気	kg-CO2	4,750,389	4,293,870	4,275,350	-10%
(電気使用量)	kWh	8,949,792	8,879,503	8,054,813	-10%
(電気の排出係数)	kg-CO2/kWh	0.531	0.484	0.531	固定
電気以外	kg-CO2	1,880,710	1,662,509	1,692,639	-10%
その他	kg-CO2	—	—	—	—
合計	kg-CO2	7,034,066	6,343,407	6,330,659	-10%

### ○ 主な削減対策と削減効果

#### (1) 設備改修等ハード対策

- ・ LED 照明の導入 401 t-CO2

#### (2) 運転・管理等ソフト対策

- ・ 冷暖房等の空調の省エネ運転（停止を含む） 58 t-CO2
- ・ 照明の間引き、消灯等のこまめ対策 16 t-CO2

※ 電気事業者の変更に伴う排出係数による影響については、今後、温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約を推進することを検討していくものとする。

### ○ 推進体制

#### 1. 地方支分部局全体の推進体制

- (1) 対策の実施責任者は、大臣官房地方課長とする。
- (2) 大臣官房地方課長は、定期的に、財務局の温室効果ガス排出量を把握して、財務局にフィードバックする。

#### 2. 各地方支分部局の推進体制

- (1) 対策の実施責任者は各財務（支）局総務部長（北陸財務局は総務管理官、福岡財務支局は財務主幹。以下同じ。）とする。
- (2) 各財務（支）局会計課において、定期的に、電力・ガス・燃料等の使用量をもとに、温室効果ガス排出量及び目標達成見込みを把握し、総務部長に報告するとともに、幹部会等を活用して職員に周知する。
- (3) 各財務（支）局総務部長は、目標の達成見込みを踏まえ、必要に応じ、設備改修等のハード対策及びソフト対策の検討を行い、幹部会等において対策の強化を指示する。

## 財務省税関温室効果ガス削減計画

	(単位)	2013 年度	2014 年度	2020 年度目標	
					(13 年度比)
公用車燃料	kg-CO2	1,690,026	1,768,741	1,562,761	-8%
施設のエネルギー使用	kg-CO2	27,724,821	26,886,894	24,833,726	-10%
電気	kg-CO2	21,696,657	20,767,232	18,932,617	-13%
(電気使用量)	kWh	41,795,822	40,890,405	36,479,031	-13%
(電気の排出係数)	kg-CO2/kWh	0.519	0.508	0.519	固定
電気以外	kg-CO2	6,028,164	6,119,662	5,901,109	-2%
その他	kg-CO2	—	—	—	—
合計	kg-CO2	29,414,847	28,655,634	26,396,487	-10%

### ○ 主な削減対策と削減量

#### (1) 設備改修等ハード対策

・ 空調機の更新	31	t-CO2
・ 公用車の更新	101	t-CO2
・ 照明のLED化	1,246	t-CO2

#### (2) 運転・管理等ソフト対策

・ 冷暖房の省エネ運転等	93	t-CO2
・ 公用車の運転管理等	25	t-CO2
・ 庁舎における節電等	533	t-CO2

※ 電気事業者の変更に伴う排出係数による影響については、今後、温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約を推進することを検討していくものとする。

### ○ 推進体制

#### 1. 税関全体の推進体制

- (1) 対策の実施責任者は、関税局総務課長とする。
- (2) 関税局総務課長は、定期的に税関の温室効果ガス排出量を把握して、税関にフィードバックする。

#### 2. 各税関の推進体制

- (1) 対策の実施責任者は、各税関総務部長（沖縄地区税関は総務担当次長、以下同じ。）とする。
- (2) 各税関会計課において、定期的に電力・ガス・燃料等の使用量をもとに、温室効果ガス排出量及び目標達成の見込みを把握し、関税局総務課長及び総務部長に報告するとともに、税関内職員全員に周知する。
- (3) 各税関総務部長は、目標達成の見込みを踏まえ、必要に応じ、設備改修等のハード対策の追加を行うとともに、各部局にソフト対策の強化を指示する。

## 国税局温室効果ガス削減計画

	(単位)	2013 年度	2014 年度	2020 年度目標	(13 年度比)
公用車燃料	kg-CO2	6,658,163	6,329,729	5,514,439	-17%
施設のエネルギー使用	kg-CO2	57,127,486	50,438,112	51,414,737	-10%
電気	kg-CO2	47,356,168	41,197,503	42,620,551	-10%
(電気使用量)	kWh	93,497,945	93,315,004	84,148,150	-10%
(電気の排出係数)	kg-CO2/kWh	0.506	0.441	0.506	固定
電気以外	kg-CO2	9,771,317	9,240,609	8,794,186	-10%
その他	kg-CO2	—	—	—	—
合計	kg-CO2	63,785,649	56,767,841	56,929,176	-11%

### ○ 主な削減対策と削減効果

#### (1) 設備改修等ハード対策

- ・ 公用車の更新 1,144 t-CO2
- ・ 照明のLED化等 4,735 t-CO2
- ・ 庁舎設備の更新 977 t-CO2

#### (2) 運転・管理等ソフト対策

- ・ 庁舎内における冷暖房温度の適正管理
- ・ 庁舎内照明の一部消灯
- ・ パソコンやコピー機等のこまめ対策

※ 電気事業者の変更に伴う排出係数による影響については、今後、温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約を推進することを検討していくものとする。

### ○ 推進体制

#### 1. 国税局全体の推進体制

- (1) 対策の実施責任者は、国税庁長官官房会計課長とする。
- (2) 長官官房会計課長は、定期的に、国税局の温室効果ガス排出量を把握して、国税局にフィードバックする。

#### 2. 各国税局の推進体制

- (1) 対策の実施責任者は、各国税局総務部長（沖縄国税事務所は次長、以下同じ。）とする。
- (2) 各国税局会計課において、定期的に、電力・ガス・燃料等の使用量をもとに、温室効果ガス排出量及び目標達成の見込みを把握し、実施責任者へ報告するとともに、幹部会等を通じて全職員へ周知する。
- (3) 各国税局総務部長は、使用量等の報告を踏まえ、必要に応じ、設備改修等のハード対策の追加を行うとともに、各部局にソフト対策の強化を指示する。

## 税務大学校温室効果ガス削減計画

	(単位)	2013 年度	2014 年度	2020 年度目標	
					(13 年度比)
公用車燃料	kg-CO2	12,511	13,280	12,511	0%
施設のエネルギー使用	kg-CO2	3,389,355	3,026,482	3,050,419	-10%
電気	kg-CO2	2,473,215	2,137,418	2,225,893	-10%
(電気使用量)	kWh	4,756,308	4,974,652	4,280,689	-10%
(電気の排出係数)	kg-CO2/kWh	0.520	0.430	0.520	固定
電気以外	kg-CO2	916,140	889,065	824,526	-10%
その他	kg-CO2	—	—	—	—
合計	kg-CO2	3,401,867	3,039,762	3,062,930	-10%

### ○ 主な削減対策と削減効果

#### (1) 設備改修等ハード対策

- ・ 照明のLED化 247 t-CO2
- ・ 庁舎設備の更新 91 t-CO2

#### (2) 運転・管理等ソフト対策

- ・ 庁舎内における冷暖房温度の適正管理
- ・ 庁舎内照明の一部消灯

※ 電気事業者の変更に伴う排出係数による影響については、今後、温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約を推進することを検討していくものとする。

### ○ 推進体制

- (1) 対策の実施責任者は、税務大学校副校長とする。
- (2) 税務大学校総務課において、定期的に、電力・ガス・燃料等の使用量をもとに、温室効果ガス排出量及び目標達成の見込みを把握し、実施責任者へ報告するとともに、全職員へ周知する。
- (3) 税務大学校副校長は、使用量等の報告を踏まえ、必要に応じ、設備改修等のハード対策の追加を行うとともに、各部局にソフト対策の強化を指示する。

## 【合同庁舎】

### 中央合同庁舎 4号館温室効果ガス削減計画

	(単位)	2013 年度	2014 年度	2020 年度目標	(13 年度比)
施設のエネルギー使用	kg-CO2	3,754,237	3,054,446	3,371,126	-10%
電気	kg-CO2	3,197,611	2,547,538	2,814,500	-12%
(電気使用量)	kWh	7,042,137	5,611,318	6,199,340	-12%
(電気の排出係数)	kg-CO2/kWh	0.454	0.454	0.454	固定
電気以外	kg-CO2	556,626	506,908	556,626	—
その他	kg-CO2	—	—	—	—
合計	kg-CO2	3,754,237	3,054,446	3,371,126	-10%

#### ○ 主な削減対策と削減効果

##### (1) 設備改修等ハード対策

- ・ 照明器具のLED化 339 t-CO2

##### (2) 運転・管理等ソフト対策

- ・ 事務室内照明の一部消灯 32 t-CO2
- ・ 昼休み事務室内照明一斉消灯の徹底 4 t-CO2
- ・ 定時退庁の励行 7 t-CO2

※ 電気事業者の変更に伴う排出係数による影響については、今後、温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約を推進することを検討していくものとする。

#### ○ 推進体制

(1) 対策の実施責任者は以下のとおりとし、これらの者による入居官庁連絡会議において削減対策に取り組む。

庁舎全体 : 財務省大臣官房会計課長  
 国税庁部分 : 国税庁長官官房会計課長  
 内閣法制局部分 : 内閣法制局長官総務室会計課長  
 内閣府部分 : 内閣府大臣官房会計課長  
 消費者庁部分 : 消費者庁総務課長  
 復興庁部分 : 復興庁総括担当参事官  
 公害等調整委員会部分 : 公害等調整委員会事務局総務課長  
 農林水産省部分 : 農林水産省大臣官房経理課長  
 農林水産政策研究所部分 : 農林水産政策研究所会計課長  
 海上保安庁部分 : 海上保安庁総務部長  
 財務省部分 : 財務省大臣官房会計課長  
 関東財務局理財部統括証券監査官

(2) 庁舎管理室において、定期的に、電力・ガスの使用量をもとに、温室効果ガス排出量及び目標達成の見込みを把握し、各官庁に報告するとともに、各官庁の窓口課を通じて入居している全府省の全職員に削減対策の取り組みについて周知徹底を図る。

(3) 庁舎管理室は、目標達成の見込みを踏まえ、必要に応じ、設備改修等のハード対策の追加を行うとともに、各官庁にソフト対策の強化を依頼する。

## 札幌第1地方合同庁舎温室効果ガス削減計画

	(単位)	2013年度	2014年度	2020年度目標	
					(13年度比)
施設のエネルギー使用	kg-CO2	3,762,395	3,642,233	3,386,155	-10%
電気	kg-CO2	2,968,625	2,902,283	2,642,076	-11%
(電気使用量)	kWh	4,365,625	4,261,797	3,885,406	-11%
(電気の排出係数)	kg-CO2/kWh	0.680	0.681	0.680	固定
電気以外	kg-CO2	793,770	739,950	744,079	-6%
その他	kg-CO2	—	—	—	—
合計	kg-CO2	3,762,395	3,642,233	3,386,155	-10%

### ○ 主な削減対策と削減効果

#### 運転・管理等ソフト対策

- ・ 空調設備等動力用電気稼働時間の短縮 135 t-CO2
- ・ 照明の間引き、消灯等のこまめ対策 85 t-CO2
- ・ 室内温度の適正管理の徹底 35 t-CO2
- ・ エレベーターの運転台数の削除 16 t-CO2
- ・ 電気機器の削減、OA機器のこまめ対策 105 t-CO2

※ 電気事業者の変更に伴う排出係数による影響については、今後、温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約を推進することを検討していくものとする。

### ○ 推進体制

(1) 対策の実施責任者は以下の者とし、これらの者で構成する札幌第1合同庁舎地球温暖化対策委員会（以下、「対策委員会」という。）を中心に削減計画を実施する。

庁舎全体：札幌第1合同庁舎管理庁舎管理官

総務省部分：北海道管区行政評価局総務課課長補佐  
北海道総合通信局財務課課長補佐

法務省部分：札幌法務局会計課課長補佐

財務省部分：北海道財務局会計課課長補佐

厚生労働省部分：北海道厚生局総務課課長補佐

北海道労働局総務課課長補佐

札幌中央労働基準監督署業務課業務係長

水産庁部分：北海道漁業調整事務所総務課総務係長

経済産業省部分：北海道経済産業局会計課課長補佐

北海道産業保安監督部管理課課長補佐

国土交通省部分：国土院北海道地方測量部管理課総務係長

北海道開発局会計課課長補佐

環境省部分：北海道地方環境事務所総務課課長補佐

原子力規制庁部分：核セキュリティ・核物質防護室北海道分室統括核物質防護対策官

(独)製品評価技術基盤機構部分：北海道支所主査

(2) 札幌第1合同庁舎管理庁舎においては、定期的に、電気・地域熱供給等の主要エネルギー使用量の取りまとめを行い、その集計値等を各入居官署の庁舎管理担当課等を通じ全職員に対してメール等により周知し、温暖化対策の意識を喚起するものとする。

(3) 対策委員会は、削減計画の実施主体として、必要に応じ取組み強化のための措置を講ずるものとする。



## 横浜第2地方合同庁舎温室効果ガス削減計画

	(単位)	2013年度	2014年度	2020年度目標	
					(13年度比)
施設のエネルギー使用	kg-CO2	3,537,272	2,807,446	3,183,545	-10%
電気	kg-CO2	2,622,007	1,885,929	2,393,926	-9%
(電気使用量)	kWh	5,852,696	5,820,768	5,343,585	-9%
(電気の排出係数)	kg-CO2/kWh	0.448	0.324	0.448	固定
電気以外	kg-CO2	915,265	921,517	789,619	-14%
その他	kg-CO2	—	—	—	—
合計	kg-CO2	3,537,272	2,807,446	3,183,545	-10%

### ○ 主な削減対策と削減効果

#### 運転・管理等ソフト対策

- ・ 空調の運転時間の短縮・停止 204 t-CO2
- ・ 照明器具のLED化 90 t-CO2
- ・ 一部施設の排風機・送排風機の時間短縮・停止 59 t-CO2
- ・ 非常用発電機の月例運転時間の短縮 1 t-CO2

※ 電気事業者の変更に伴う排出係数による影響については、今後、温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約を推進することを検討していくものとする。

### ○ 推進体制

(1) 対策の実施責任者は以下のとおりとし、これらの者で構成される委員会を設置する。

- 庁舎全体 : 関東財務局横浜財務事務所
- 防衛省部分 : 南関東防衛局
- 法務省部分 : 横浜地方法務局
- 財務省部分 : 関東財務局横浜財務事務所
- 厚生労働省部分 : 関東信越厚生局麻薬取締部横浜分室  
神奈川労働局  
横浜南労働基準監督署
- 農林水産省部分 : 横浜植物防疫所  
動物検疫所  
関東農政局神奈川支局
- 国土交通省部分 : 関東地方整備局  
関東運輸局  
第三管区海上保安本部  
横浜地方海難審判所  
運輸安全委員会横浜事務所

(独)農林水産消費安全技術センター本部部分 : 本部横浜事務所

(独)海技教育機構部分 : (独)海技教育機構

(2) 合同庁舎管理官は、定期的に、電力・ガスの使用量を専用部分の責任者に通知し、専用部分の責任者は、これをもとに温室効果ガス排出量及び目標達成の見込みを把握し、委員会に報告するとともに、各入居官署等の窓口課を通じて関係する全職員に伝達する。

(3) 合同庁舎管理官は、共用部分を含めた全体の電力・ガスの使用量を把握し、目標達成の見込みを踏まえ、必要に応じ、設備改修等のハード対策の追加を行うとともに、各入居官署等にソフト対策の強化を依頼する。

## 東京港湾合同庁舎温室効果ガス削減計画

	(単位)	2013 年度	2014 年度	2020 年度目標	
					(13 年度比)
施設のエネルギー使用	kg-CO2	2,806,449	2,825,220	2,525,851	-10%
電気	kg-CO2	2,004,232	2,039,202	1,888,454	-6%
(電気使用量)	kWh	3,861,719	3,929,099	3,638,641	-6%
(電気の排出係数)	kg-CO2/kWh	0.519	0.519	0.519	固定
電気以外	kg-CO2	802,217	786,018	637,397	-21%
その他	kg-CO2	—	—	—	—
合計	kg-CO2	2,806,449	2,825,220	2,525,851	-10%

### ○主な削減対策と削減量

- (1) 設備改修等ハード対策
  - ・ 照明のLED化 115 t-CO2
- (2) 運転・管理等ソフト対策
  - ・ 空調運転時間の縮減 86 t-CO2
- (3) 10%削減を達成させるための対策
  - ・ 省エネルギー診断による設備改修等 80 t-CO2
  - (省エネルギー診断を受け、CO2削減可能な施策を抽出し予算措置された場合の削減量。(未知数))

### ○推進体制

- (1) 対策の実施責任者は以下のとおりとし、これらの者で構成される委員会を設置する。
  - 庁舎全体：東京税関総務部会計課長
  - 財務省部分：東京税関総務部総務課長
  - 法務省部分：東京入国管理局 登録室長
  - 厚生労働省部分：東京検疫所 総務課長
  - 農林水産省部分：植物防疫所東京支所 庶務課長
  - 動物検疫所 東京出張所長
  - 国土交通省部分：関東運輸局東京運輸支局 運行課長
  - 第三管区海上保安部東京海上保安部 管理課長
- (2) 東京税関総務部会計課において、定期的に電力・ガス・冷温水の使用量をもとに、二酸化炭素排出量及び目標達成の見込みを把握し、委員会に報告する。
- (3) 東京税関総務部会計課長は、目標達成の見込みを踏まえ、必要に応じ、設備改修等のハード対策の追加を行うとともに、各入居官署にソフト対策の強化を依頼する。

## さいたま新都心合同庁舎 1 号館温室効果ガス削減計画

	(単位)	2013 年度	2014 年度	2020 年度目標	
					(13 年度比)
施設のエネルギー使用	kg-CO2	7,215,845	6,678,678	6,494,261	-10%
電気	kg-CO2	4,651,055	4,256,983	4,185,950	-10%
(電気使用量)	kWh	8,859,153	8,670,027	7,973,238	-10%
(電気の排出係数)	kg-CO2/kWh	0.525	0.491	0.525	固定
電気以外	kg-CO2	2,564,790	2,421,695	2,308,311	-10%
その他	kg-CO2	—	—	—	—
合計	kg-CO2	7,215,845	6,678,678	6,494,261	-10%

### ○ 主な削減対策と削減効果

#### 設備改修等ハード対策

- ・ 照明設備のLED化 636 t-CO2
- ・ トイレの人感センサーによる不要時消灯 6 t-CO2
- ・ 階段の非常灯兼用蛍光灯の照明輝度低減化 15 t-CO2

※ 電気事業者の変更に伴う排出係数による影響については、今後、温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約を推進することを検討していくものとする。

### ○ 推進体制

(1) 対策の実施責任者は以下のとおりとし、これらの者で構成される委員会を設置する。

- 庁舎全体 : 関東財務局合同庁舎管理官
- 人事院部分 : 関東事務局総務課長
- 総務省部分 : 関東管区行政評価局総務課長
- 財務省部分 : 関東財務局会計課長
- 国税庁部分 : 関東信越国税局会計課長
- 国税不服審判所部分 : 関東信越国税不服審判所管理課長
- 厚生労働省部分 : 関東信越厚生局総務課長
- 経済産業省部分 : 関東経済産業局総務課長  
関東東北産業保安監督部管理課長
- 警察庁部分 : 関東管区警察局会計課長
- 国土交通省部分 : 関東地方整備局総務課長

(2) 合同庁舎管理官において、定期的に、電力・冷水・蒸気の使用量をもとに、温室効果ガス排出量及び目標達成の見込みを把握し、委員会に報告するとともに、各官署の窓口課を通じて入居している全官署の職員に周知する。

(3) 合同庁舎管理官は、目標達成の見込みを踏まえ、必要に応じ、設備改修等のハード対策の追加を行うとともに、各官署にソフト対策の強化を依頼する。

## 広島合同庁舎温室効果ガス削減計画

	(単位)	2013 年度	2014 年度	2020 年度目標	
				(13 年度比)	
施設のエネルギー使用	kg-CO2	3,126,552	3,608,936	2,813,897	-10%
電気	kg-CO2	2,403,997	2,908,646	2,163,597	-10%
(電気使用量)	kWh	6,179,940	6,034,536	5,561,946	-10%
(電気の排出係数)	kg-CO2/kWh	0.389	0.482	0.389	固定
電気以外	kg-CO2	722,555	700,290	650,300	-10%
その他	kg-CO2	—	—	—	—
合計	kg-CO2	3,126,552	3,608,936	2,813,897	-10%

### ○ 主な削減対策と削減効果

#### (1) 設備改修等ハード対策

- ・ 蛍光灯のLED化による削減 48 t-CO2
- ・ ハイブリッド車の導入による削減 15 t-CO2
- ・ 人感センサーの設置 1 t-CO2

#### (2) 運転・管理等ソフト対策

- ・ 冷暖房設定温度の厳格化、運転時間短縮等による削減 35 t-CO2
- ・ エコドライブの励行 3 t-CO2

※ 電気事業者の変更に伴う排出係数による影響については、今後、温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約を推進することを検討していくものとする。

### ○ 推進体制

(1) 対策の実施責任者は以下の者とし、これらの者で構成する委員会を設置する。

- 庁舎全体：中国財務局総務部合同庁舎管理官
- 人事院部分：中国事務局総務課長
- 公正取引委員会部分：事務総局近畿中国四国事務所中国支所総務課長
- 警察庁部分：中国管区警察局調度係長
- 防衛省部分：
  - 装備本部大阪支部広島事務所庶務係長
  - 広島防衛施設局会計課課長補佐
- 総務省部分：中国四国管区行政評価局総務課長
- 法務省部分：
  - 広島法務局会計課長
  - 広島矯正管区庶務係長
  - 広島入国管理局総務課長
- 財務省部分：中国財務局会計課長
- 国税庁部分：広島国税局会計課課長補佐
- 国税不服審判所部分：広島国税不服審判所管理課長
- 厚生労働省部分：
  - 中国四国厚生局総務課長
  - 広島労働局総務課課長補佐
  - 広島中央労働基準監督署業務課長
- 農林水産省部分：中国四国農政局広島農政事務所統計部統計企画課長
- 経済産業省部分：中国経済産業局総務課長
- 国土交通省部分：
  - 中国運輸局総務課長
  - 中国地方整備局総務課長
  - 国土地理院中国地方測量部管理課長

中国船員地方労働委員会事務局事務局次長  
広島地方気象台総務係長

環境省部分：中国四国地方環境事務所広島事務所自然保護官

日本郵便（株）部分：広島合同庁舎内郵便局局長

（独）製品評価技術基盤機構部分：中国支所専門官

原子力規制庁：原子力防災対策課核セキュリティ・核物質防護室中国  
分室対策官

- (2) 合同庁舎管理官は、定期的に、電力・都市ガス等使用量をもとに温室効果ガス排出量及び目標達成見込みを把握し、委員会に報告する。
- (3) 合同庁舎管理官は、目標達成見込を踏まえ、共通経費執行状況を勘案のうえ、必要に応じ、設備改修等により温室効果ガス削減対策の強化を図るとともに、入居官署等に対し、同対策の強化を依頼する。
- (4) 合同庁舎管理官は、入居官署等から目標達成のために効果的な提案があれば、対策委員会で随時検討し、有効なものは採用する。

## 省エネルギー診断実施の対象施設

財務省が管理する庁舎のうち、省エネルギー診断実施の対象施設は以下のとおり。

## ○第1段階：2017年9月末までに実施（8施設）

財務省本庁舎	関東財務局 さいたま新都心合同庁舎1号館
中央合同庁舎第4号館	中国財務局 広島合同庁舎
北海道財務局 札幌第1合同庁舎	東京税関 東京港湾合同庁舎
関東財務局 横浜第2合同庁舎	税務大学校和光校舎

## ○第2段階：2018年度から2019年度までに実施（110施設）

西ヶ原研修合同庁舎	福岡財務支局 福岡合同庁舎
財務省税関研修所	福岡財務支局 佐賀第2合同庁舎
財務省税関研修所別館	福岡財務支局 小倉合同庁舎
関税中央分析所	函館税関 函館港湾合同庁舎
財務省谷津書庫	函館税関 新千歳空港国際線旅客ターミナルビル（二）
北海道財務局 小樽地方合同庁舎	東京税関 新潟港湾合同庁舎
北海道財務局 旭川地方合同庁舎	東京税関 成田空港合同庁舎
北海道財務局 釧路地方合同庁舎	東京税関 成田国際空港旅客ターミナルビルディング
東北財務局 仙台合同庁舎	東京税関 成田国際空港第2旅客ターミナルビルディング
関東財務局 立川地方合同庁舎	東京税関 羽田空港国際線旅客ターミナルビル
関東財務局 甲府合同庁舎	東京税関 羽田空港C I Q棟
関東財務局 新潟美咲合同庁舎2号館	東京税関 羽田空港貨物合同庁舎
北陸財務局 福井春山合同庁舎	横浜税関 本関
北陸財務局 金沢新神田合同庁舎	名古屋税関 名古屋港湾合同庁舎
東海財務局 静岡地方合同庁舎	名古屋税関 中部空港麻薬探知犬管理センター
近畿財務局 大阪合同庁舎第2号館	名古屋税関 中部空港旅客ターミナルC I Q施設
近畿財務局 大阪合同庁舎第4号館	名古屋税関 四日市港湾合同庁舎
近畿財務局 神戸地方合同庁舎	大阪税関 大阪港湾合同庁舎
近畿財務局 大津びわ湖合同庁舎	大阪税関 監視部庁舎
中国財務局 山口地方合同庁舎	大阪税関 堺港湾合同庁舎
中国財務局 松江地方合同庁舎	大阪税関 南港出張所
四国財務局 高知よさこい咲都合同庁舎	大阪税関 関西空港地方合同庁舎
九州財務局 鹿児島合同庁舎	大阪税関 関西国際空港旅客ターミナルビルC I Q施設
九州財務局 熊本地方合同庁舎	大阪税関 関西国際空港C I Q管理棟
福岡財務支局 長崎財務事務所	神戸税関 本関
福岡財務支局 佐世保合同庁舎	神戸税関 松山港湾合同庁舎

神戸税関 ポートターミナル旅具検査所	東京国税局 板橋税務署
門司税関 門司港湾合同庁舎	東京国税局 保土ヶ谷税務署
門司税関 博多地区国際貨物検査センター	東京国税局 千葉西税務署
門司税関 福岡空港税関支署庁舎（一）	東京国税局 館山税務署
長崎税関 八代税関支署熊本空港出張所	金沢国税局 金沢広坂合同庁舎
税務大学校 東京研修所	金沢国税局 金沢駅西合同庁舎
税務大学校 関東信越研修所	金沢国税局 三国税務署
税務大学校 大阪研修所	名古屋国税局 名古屋国税総合庁舎
税務大学校 札幌研修所	名古屋国税局 名古屋北税務署
税務大学校 名古屋研修所	名古屋国税局 岡崎合同庁舎
税務大学校 広島研修所	名古屋国税局 豊橋地方合同庁舎
税務大学校 熊本研修所	名古屋国税局 静岡税務署
札幌国税局 札幌第2合同庁舎	名古屋国税局 浜松合同庁舎
札幌国税局 札幌南税務署	大阪国税局 大阪合同庁舎第3号館
仙台国税局 仙台中税務署	大阪国税局 堺地方合同庁舎
仙台国税局 仙台南税務署	大阪国税局 泉大津税務署
仙台国税局 釜石税務署	大阪国税局 左京税務署
仙台国税局 能代合同庁舎	大阪国税局 兵庫税務署
仙台国税局 青森第二地方合同庁舎	大阪国税局 粉河税務署
仙台国税局 五所川原地方合同庁舎	大阪国税局 近江八幡税務署
仙台国税局 山形税務署	広島国税局 岩国税務署
関東信越国税局 上尾税務署	高松国税局 高松国税総合庁舎
関東信越国税局 行田税務署	福岡国税局 福岡税務署庁舎
関東信越国税局 高崎地方合同庁舎	福岡国税局 西福岡税務署庁舎
関東信越国税局 館林税務署	福岡国税局 飯塚合同庁舎
関東信越国税局 長岡地方合同庁舎	福岡国税局 大牟田税務署庁舎
東京国税局 神田税務署	沖縄国税事務所
東京国税局 北沢税務署	沖縄国税事務所 沖縄税務署
東京国税局 渋谷地方合同庁舎	三田共用会議所

※対象施設

〔第1段階〕

- ・霞が関中央官庁舎
- ・建物合計延床面積 50,000 m<sup>2</sup>以上の地方官庁庁舎

〔第2段階〕

- ・建物合計延床面積 10,000 m<sup>2</sup>以上 50,000 m<sup>2</sup>未満の地方官庁庁舎
- ・建物合計延床面積 10,000 m<sup>2</sup>未満の地方官庁庁舎から抽出した施設用途別の代表的な施設